

明治期山口県の魚市場慣行調に見る魚問屋仕入制度の諸相（上）

（近世防長漁業の内部構造・地域類型解明の手がかりとして）

木部 和 昭

一、はじめに

本稿は、「仕入（仕込）」と「魚市場」という二つの要素を軸に近世期の漁業編成を担っていた「魚問屋仕入（仕込）制度」^①について取り上げ、近世防長地域の漁村の内部構造や地域類型を明らかにすることを目的としている。

魚問屋仕入制度とは、漁民に対して漁具・餌代・飯米などの必要物資・諸経費を前貸しする仕入の見返りに、魚問屋が漁獲物の販売・流通を独占的に支配するものである。販売・流通の支配は、魚問屋が提供する魚市場（魚糶場）を通じた漁獲物売買を強制することで、口銭収入を得るとともに仕入償還を行う形態が一般的であったが、問屋自らが漁獲物を独占的に集荷・購入し、需要地で販売して利益を得る形態も見られ、地域性や魚問屋の性格によって多様であった。

筆者はすでに、日本海地域の魚問屋仕入制の事例として長門国阿武郡江崎浦の引船制度^②を、また、瀬戸内海地域の事例として同国厚狭郡埴生浦の魚糶場制度^③を、それぞれ取り上げて検討を加えてきた。それによれば、江崎浦の引船制度は、魚問屋と漁民の主従関

係が強固であり、漁民の仕入に対する依存度も高いという特徴を有していた。これに対して埴生浦では、入札によって魚糶場請負人を決め、その仕入も部分的・限定的なものにとどまるなど、魚問屋と漁民の関係は緩やかで相対的なものであった。両者の比較から、日本海地域に比べて、瀬戸内海地域の漁民の方が魚問屋仕入制からの自立度が高かったことがうかがえる。

しかし、日本海・瀬戸内海それぞれ一ヶ所ずつの事例を以て類型化を行うのは早計であろう。このため、本稿では明治十九年（一八八六）に山口県勸業課雑務掛がまとめた「魚市場慣行調」^④という調書を分析する事で、防長地域の多様な魚問屋仕入制度の実態を概観し、そこに海域別の地域類型が見いだせるか否かを検討してみることにした。

二、明治十九年「魚市場慣行調」について

明治十八年（一八八五）十二月二十六日、山口県勸業課は勸西発第七四三号達により「水産ノ繁殖ヲ図ルガ為メ魚市場ノ現行業務及

旧慣等入用ニ付ケ所限り届書ヲ徴シ可差出」と各郡役所に下命した。この結果、各郡役所を通じて各地の魚市場から提出された調査書（「魚市場現行業務及旧慣等御届」）をまとめたものが明治十九年「魚市場慣行調」である。調査は、県があらかじめ設定した以下の一二項目について、各地の魚市場が上申する形式で実施された。

- 第一巻 市場創設年月日及ヒ位置変換ニ係ル諸件
 - 第三 市場所有主及ヒ変換ニ係ル諸件 附リ総代人
 - 第三 市場主ト漁人トノ間売買上ノ契約若ハ申合セノ諸件
 - 第四 市場主ト商估ノ間取引上ノ契約若クハ申合セノ諸件
 - 第五 市場ニテ糶売ノ仕方及ヒ計算ノ始末
 - 第六 市場帳簿ノ種類・名称及ヒ使用年限并記入方
 - 第七 市場組織及ヒ維持法 附リ資本金
 - 第八 市場開場ノ定期
 - 第九 明治十三年ヨリ同十七年迄五ヶ年間年々税額
 - 第十 明治十三年ヨリ同十七年迄五ヶ年間年々上り高
 - 第十一 市場ニ係ル旧藩庁又ハ諸所ヨリ諸達ノ事件
 - 第十二 市場主ニ係ル旧藩庁又ハ諸役所ニ出願及ヒ指令諸件
 - 第十三 市場ニ係ル旧藩庁時々契約及ヒ申合セ并慣行諸件
- この調査自体は、廃藩から二十年近く経過して実施されたものだが、諮問項目を見ればわかるように藩政時代以来の魚市場の旧慣を調べる目的もあり、近世期の魚市場や魚問屋制度をうかがう上で貴重な手がかりとなる内容も数多く含まれている。本稿では、主とし

て魚市場の沿革、魚市場と漁民の関係（口銭額、仕入の有無など）、旧藩時の慣行を中心に記事の抽出を行い、漁村における問屋仕入制度の実態や残存状況について分析していくことにしたい⁵⁾。

なお、個々の魚市場について見ていく前に、まずは廃藩以降の明治初年の魚市場制度の概要について言及しておく。なぜなら、明治十九年段階の魚市場のあり方は、山口県政下の新制度の影響を多かれ少なかれ受けていたはずで、その把握なしに分析を進めるのは、近世的特徴を見誤る可能性があるからである。

明治四年（一八七一）の廃藩置県によって山口県が成立すると、旧藩時代の魚問屋株・魚糶座株などの独占的特権は廃止され、出願によって免許鑑札を受ける制度へと再編された。明治六年（一八七三）八月には、「県内魚糶場税金取立之儀、旧藩々又ハ采地領主等之適宜を以方法相設候事故、今日ニ至り一々相違セリ、依テ旧法相廃止、当分左之通、更ニ法則施行候也」として「魚糶場規則」が山口県下に布達された⁶⁾。ここでは、魚糶場での売買高に応じて徴収される口銭額を、生魚一〇%、干魚六%と公定し、その内訳についても規定されている。表1としてまとめたのが、その口銭の内訳であるが、これらは旧藩時以来の慣行を勘案して設定されたものである。この中で、県に上納される市場税の統一が図られた点は、旧藩時代に比べて大きな変化であった。ちなみに、この明治六年当時三・五%に設定された生魚糶売に対する市場税は、明治十五年七月に三%に引き下げられており、明治十九年の「魚市場慣行調」では

表1 明治6(1873)年8月「魚糶場規則」による口銭定

費目	生魚口銭1割	干魚口銭6歩	備考
税金	3.5%	2.1%	市場税
仕組金	1.0%	0.4%	漁夫成立の使用に供す
諸費用	0.6%	0.4%	市場運営経費
問屋中配当	3.5%	2.1%	問屋の収益
中師中配当	0.8%	0.6%	糶場手伝人配当とも
買(売)子中配当	0.6%	0.4%	魚商への返戻金

【典拠】「魚問屋慣行調」の内、玖珂郡柳井津町仲坂屋魚市場及び阿武見島郡宇田浦金子丈七魚市場の記載より作成

注：売子(魚小売人)も買子(魚仲買人)も、魚糶場で魚類を購入する立場の魚商を指す。

この税率が適用されている。

表1の口銭内訳の中で注目せねばならないのが、「仕組金」である。吉敷郡阿知須浦魚市場の調書では、この仕組金を「漁夫成立ノ使用ニ供ス」と記載しており、漁民や漁村の扶助・救済・振興を目的とする費目だった。「魚糶場規則」の中では、税金とともに上納する様に定められており、県が漁業振興費として利用する目的があったと思われる。ところが、この点に対して、魚問屋から異議が噴出し、県は以下のような通達を明治七年(一八七四)五月に出すことになった。

明治七年五月三十一日県庁御達

魚糶場規則中仕与金上納之儀追々下任せ之義願出ルト雖モ、総而問届不相成候処、海岸付之場所漁人直取引之糶場ニ而ハ従來之風義有之、破難舟ハ素より時々修繕且漁道具仕調等大概魚問屋之作略ヲ以漁業相稼、其盛衰随而セリ場ニ関シ候儀故、仕与金ヲ以漁人成立之仕法を相設之処、浦方情態追々問届之趣ニ而

ハ、實際無余儀難洪之次第有之、其趣意度々申出ニ依り全義相成、漁人共取救等之時機ニ後れ不弁理可有之付而、海岸付糶場ニ限り下任せニ相成筋ニ付、此段篤と魚問屋之者江説諭を加へ、別昏之通漁人成立方ニ注意精々遂心配候様取計可有之候也

これによれば、魚糶場規則の仕与(組)金の上納規定に対して、魚問屋らは「下任せ」、すなわち自分たちに裁量させて欲しいと、しきりに出願していた模様である。なぜなら、漁船の破損修繕・漁道具仕調などの漁民の扶養・救済に充てるこの種の経費は、魚問屋の「仕入」に相当するものであり、近世期以来、その裁量は魚問屋の専権事項だったからである。こうした事情を勘案した結果、県は海岸付の魚糶場(漁村の魚市場)に限って仕組金上納を撤回し、その用途を魚問屋へ委ねることになった。明治初年の魚問屋と漁民の關係がうかがえる事例といえるだろう。ただしこの仕組金は、後述するように、口銭額減少のために漁民の要望で廃止されたケースが少なくないから、必ずしも県の意図通りに利用された訳ではない。

この後、明治十二年六月に「諸市場取締規則」(甲第二百五十四号)が県から布達され、魚市場に関する法整備が進められたが、その内容は、組織・免許出願・納税などに関する一般的規定が中心であった。こうした諸改革は、明治十九年の「魚市場慣行調」段階の魚市場のあり方をかなり規定するものであり、特に明治八年魚糶場規則の口銭定の影響は大きい。その意味で、近世期的な魚問屋・魚糶座制度はかなり変貌を遂げていたと言わざるを得ないが、各地域の個々の

魚問屋・魚糶座が、こうした新制度と旧来の慣行の間でどの様に折り合いを付けていったかを具体的に明らかにすることで、近世的特徴を見出すことは十分に可能であろう。

以下、日本海地域、瀬戸内海地域の順に分析を進めていくが、各海域・各郡の主要な魚市場に絞って取り上げる。調査の記載が簡略であったり、創設の新しい魚市場については、本文では言及しないが、全魚市場（内陸部を除く）の摘要は「別表」にまとめてあるので、参考にされたい。また、この「別表」の中の「明治十七年分上り高」は、各市場における漁獲物の取引総額を示しており、漁村あるいは魚市場の規模がうかがえる数値となっている。

三、日本海地域の魚市場とその特徴

(一) 阿武・見島郡

①江崎浦

阿武・見島郡で最初に取り上げるのは、日本海地域の魚問屋仕入制の典型的存在形態であった引船制度が残存していた江崎浦である。江崎浦の引船制度については、同地で引船問屋を営んでいた世並屋小野家^⑧の経営史料を用いてすでに紹介している^⑨が、この魚市場慣行調には、先の研究で未解明であった部分も含めて、その制度の全容を詳細に記録しているため、改めて取り上げることにする^⑩。同浦は藩政期中は奥阿武郡宰判に属し、蔵入地であった。

調査ではまず、魚問屋・魚市場の濫觴が記載されている。

一 (前略) 慶長年間、旧藩主防長御治世二相成て、給主田万郷村之交換も度々に及び、当江津ヶ浦は給主益田河内守殿館二相成、其節農漁御分別の際、田万郷之内湊村に鎮座在ス蛭子神社を始め(西町戎ヶ鼻鎮座)、松原・白井・安井・湊・安江等の各氏家族と共に当浦へ引越候内、安江三郎右衛門と申仁有之、是魚問屋ト唱へ候濫觴ニ有之、同人宅前字市屋敷ノ名義今以て存在候、其節漁人も多分に相成二付、頭立有徳者漁人を分附し海上石五拾三石五升九合外問屋口銭米式斗ヲ以テ口銭之内より償ヒ遣ハシ魚問屋株大成ス、依テ魚市場之義も随テ変換す(中略)

一 寛永以前者粗問屋の形容を為と雖トモ定かならず、播磨国今津浦之商人平兵衛と申者毎々小船をもつて往返し、小々の漁人共へ米銭其外湯茶に至迄貸附置、其代として取揚之魚類引請、塩漬となして上方へ積登売買候由申伝へ候、其外之魚類地下小々の市買人ニ直売買取引ニ候由申伝へ候、同人義ハ其所縁ヲ以テ当浦へ送籍し今津平兵衛と称し魚問屋の一人ニ相成候(後略、傍線筆者)

江崎は古名を江津といい、田万郷村(後の下田万村)の一部であったが、近世初期には浦方(漁村)は田万郷の湊村にあった。この浦方を江津に移したのが、寛永二年(一六二五)までこの地の給領主であった益田河内であり、これによって江崎浦が成立した^⑪。

この時、湊村より鎮守である蛭子神社とともに有力氏族が江崎浦へ

移ってきたが、その内の一人、安江三郎右衛門が宅前（市屋敷）で魚問屋業を開始したのが江崎浦魚市場の始まりであった。

その後、年代は不明ながら、漁人の増加に伴い、「頭立有徳者」が漁民を分附して、浦方の年貢に当たる浦立銀（海上石五三・五九石に対する石貫銀五三五匁九分）及び問屋株に対する運上と推定される問屋口銭米二斗を、魚市場で口銭の内から徴収して上納する魚問屋株制度が成立したという。別箇所の記載によると、零細な漁民に浦立銀を直接負担させると滞納が生じやすく、そのわずかな滞納のため没落するケースも少なくなかったため、こうした制度が生み出されたようだ。浦の有力者が漁民を分かちて支配する形態は、世並屋小野家で「引舟戸籍帖」を作成して配下の漁民を管理していた状況と符合する。この調書には「引船」の文言は一切出てこないが、そこに記載されるのは、まさに引船制度そのものの実態である。そして、この記述に従えば、引船制度の起源は近世初期にまで遡ることになる。

一方、「仕入」に関しては、これもまた年代不明ながら、上方商人によって創始されたとされる。すなわち、播磨国今津浦商人平兵衛がはるばる魚の買い付けに訪れ、漁民に米銭から湯茶に至るまで貸し付けて、その代わりに魚類を買い集めて塩魚とし、上方へ移出するようになったのがきっかけらしい。平兵衛はその後、江崎浦に移住し魚問屋の一人となったという。

次に漁民と魚市場との契約から、口銭及び仕入について見てみよう。

う。

一（前略）年中乗組魚人江対し越年米として米壹斗又ハ式斗貸与へ、其代価年中取揚ノ漁高之内金壹割預り置、年末二至り算当ス

又年中地下小貫キ銀（是者当今役場費也）魚人中課出金へ対シ、漁高金之内四歩預り置、年末二至り漁人銘々預り金合計役場へ上納ス、魚人共者役場ニ出テ是ヲ計算し、過金は即席ニ受取、不足金は後年二廻ル

又魚人中使用ノ長ノ緒亭代へ当ル凡見込ヲ以テ金錢貸与へ、漁高金之内八歩預り置、年末二是ヲ計算ス

造り舟寛永前迄者自分ニ造り調候ニ付、微力にて多分造り舟無之、至テ無数成しが、魚問屋株と相成、造り渡ニ付、漁舟自然と多分ニ相成、随テ漁事弥増候

造り舟ノ事、船一代と唱ルハ、当今ハ満六年を限り船の一期トス、従前者満七年ヨリ八年を限りと定（中略）、右之年限積リヲ以テ造り渡シ、年中取揚漁高金之内五歩置ヲ以テ是ヲ算当ス
一口銭は漁高金之内七歩ト立テ、其内ヨリ夏納銀・秋納銀ヲ上納す

一諸貸金無利足従前より行形ニ有之候事（中略）

以上にして三割四分各日市場ニ於テ糶売高金之内右ヲ引去り、残り金即刻相渡ス、是天保末年比迄魚問屋中魚人ト申合せ定法ニ有之候事（後略、傍線筆者）

ここに記載された漁獲物糶売高に対する引去り額の内訳をまとめたものが表2である。江崎浦では、実に販売額の三四％が糶場で差し引かれており、この比率は県下の全魚市場の中でも最大である。ただし、その大半（二三％）は仕入に対する引当で占められており、この浦における魚問屋仕入制の強固さがうかがえる。

その仕入の内訳について見ると、まずは越年米が挙げられる。越年米はその呼称が示すとおり、冬季の漁閑期における漁民への飯米仕入と推測される。貸米は一斗とされるが、引当は一割と比重が大きいから、不漁期などにも随時貸与されていたのであろう。漁民はそのほとんどが飯米購買層であったと思われるから、その家族の扶養も含めて重要な仕入であった。次に見える仕入が、漁人が使用する長の緒芋代である。江崎浦の漁業の中心は釣漁だったため、釣り糸などの漁道具に対する仕入であったと推定される。こちらは引当として糶売高の八％を徴収して償還させた。ちなみに、前掲拙稿で小野家の「引舟仕入差引帳」を分析した際、帳簿に記載される「壹割」・「八歩」が何を指すのか判然としなかったが、この調書によれば、壹割が越年米仕入に対する引当、八歩が漁道具仕入に対する引

表2 江崎浦魚市場における魚糶売高より徴収金内訳

費目	割合
越年米仕入に対する引当	10%
長緒芋代（漁道具）仕入に対する引当	8%
漁船造り渡し（仕入）に対する引当	5%
地下小貫銀（役場費）預かり	4%
口銭（浦立銀→市場税を含む）	7%
漁獲物糶売高に対する引去額総計	34%

【典拠】「魚問屋慣行調」の阿武見島郡江崎村の記述より作成

当であったことが明らかになった¹²⁾。

仕入は漁船建造に対しても行われていた。漁船建造に対する仕入は魚問屋株成立時から開始されたようで、浦の漁船数増加に一定の効果をもたらした。江崎浦では漁船の耐久年数を六、八年くらい設定し、定期的に造り替えることになっており、その資金は問屋が漁民に貸与していた。この引当として糶売高の五％を徴収し償還させたのである。先に言及した小野家「引舟仕入差引帳」に見える「船玉」がこれに相当すると思われる。

この三つの仕入に対する引当は、問屋が預かって貸米銀の償還に充て、余剰が出れば漁民に払い戻し、不足が出れば翌年の負債に回された。また、諸貸金（仕入）は無利息とする慣行だったことも記載されており、魚問屋の仕入行為が高利貸しの性格を持っていなかった点も注目すべきであろう。

一方、糶場で徴収される諸費の中には、貢租関係の費目も見られる。萩藩においては、年貢や郡村費は耕地の所持高に応じて賦課されるのが一般的であったが、土地所有を前提とする徴租方法が適用できない浦方の場合、こうした経費をどの様に分担していたのかについては、よく分かっていなかった。ところが、この江崎浦の事例によって、糶売高の一定割合から徴収されることが明らかになったのは大きな成果である。例えば、郡村費の一部であった地下小貫の徴収は、糶売高の四％を預かって充当していた。浦方における郡村費負担の実態が判明するのはおそらくこれが初めてであろう。また、

七%の口銭の内から「夏納銀・秋納銀」を上納するとあるのは、浦方の本年貢である浦立銀（海上石に対する石貫銀）上納を指す。明治期になると、先述した「魚糶場規則」に定められた市場税が、浦立銀の代わりにここから上納された。こうした貢租負担方法の場合、不漁などで漁獲量が減少すれば徴収額も減ったから、いきおい浦立銀・地下小貫の不足分は魚問屋が補填する義務を負うことになる。先に見た全面的な仕入も含めて、江崎浦の魚問屋（引船問屋）は、浦の成り立ちを支える重要な機能を担っていたことになる。

なお、七%の口銭に関しては、ここから浦立銀（のちに市場税）を上納した残額が魚問屋の収益になったと考えられる。この点については、明治九年（一八七六）正月に引舟総代舟頭中から魚問屋小野豊人に宛てて提出された契約書が小野家文書に残されている。その内容をまとめたものが、表3である。これはおそらく、先述した明治六年の「魚糶場規則」を受けて作成されたものであり、前掲表1の内容に準じて設定されて

表3 明治9年（1876）1月引舟総代舟頭中と魚問屋小野豊人の口銭契約

費目		比率	備考
御定口銭合計		10.0%	魚糶場規則に規定
徴収	税金	3.5%	市場税
	費用	0.6%	諸費用
	問屋口銭	3.5%	問屋中配当
引除	仕組金	1.0%	地下難波につき控除
	売子戻し	0.6%	売子(買人)と漁民が示談の上控除
	中師戻し	0.6%	江崎浦では中師を雇わないため控除
差引口銭徴収額		7.6%	

【典拠】「引舟総代舟頭中連署申上書」（小野家文書275-3）

いる。ただし、漁人との協議の上、仕組金（一%）・売子戻し（〇・六%）・中師戻し（〇・六%）の三費目計二・四%については徴収を控除し、口銭額は七・六%に設定されている。規定通り一割の口銭を取ると、ただでさえ糶売高からの引去り額の大きい江崎浦では漁民の手取金が減ってしまうため、公定口銭額の圧縮が図られたのであろう。また、御定口銭に関する記載の末尾には、「外二」として「舟并漁道具御仕入江当口銭之義者、親方・子方の因ミ合ヲ以、無理差別無之様実意之申合可仕」という文言が見え、先述した仕入関係の口銭を別に協議の上で設定することが確認されている。「親方・子方の因ミ合」という文言に、魚問屋と漁民の関係が象徴されている。その後、明治十五年七月に市場税が三・五%から三%に引き下げられたのを受けて、口銭額は更に引き下げられ、明治十九年当時には七%になっていたものと推定される。その場合、〇・一%の誤差があるが、あるいは藩政期中の口銭額が七%で、最終的にそれに合わせた可能性もある。

調査にはこの他にも注目すべき記載が見える。たとえば、この明治初年当時、市場主（魚問屋）は五名であったことが記載されるが、これは伊藤彰が紹介した江崎浦の古老の証言¹³に、小野（土井町）・安江（六軒町）・安江（大西町）・宮内（片上町）・小松（下田万大久保）などが江崎浦の引船問屋だった（昭和初年頃か）とする軒数と一致する。漁民は、このいずれかの魚問屋の引船に加入しなければ、江崎浦での漁業に参入できなかった。

また、「従前市場主ニ諸用無之、総テ水揚之諸物運上銀として被召上候ニ付、其懸り人員相勤候故、如此問屋株と相成ニ付、売買入質等ニテ市場主変換數回有之候事」という記述は、江崎浦の魚問屋株が運上銀上納の見返りに独占の特権を免許された株仲間のような存在ではなかったことをうかがわせる。先述のように「問屋口銭米二斗」の上納はあったようだが、他地域の魚問屋株運上銀に比べると微々たるものであった。こうした点から見て、江崎浦の魚問屋制度（引船制度）は、浦共同体の内部規制に依拠して存立していたように思われる。

②須佐浦

続いて取り上げるのは、永代家老益田家の給領であった奥阿武郡宰判須佐浦の事例である。須佐浦の魚問屋は享保元年（一七一六）に創始され、旧慣では魚問屋株と称し、他よりこの営業をすることが出来ない株仲間組織であったようだ。古くは大谷氏・内田氏の二軒がこれを独占していたという。

須佐浦の調書では、魚市場と漁民の契約関係について以下のよう記述されている。

市場主ヨリ漁船々具漁道具一卷及ヒ魚釣り餌代并ニ臨時費貸渡候ニ附テハ、船舶船具ニ対シ漁上り高百分ノ六歩、則チ十円ニ附六十銭宛置金、漁具及ヒ臨時費貸金ニ対シ百分ノ壹割三歩、則チ十円ニ附一円三銭宛置金、餌代ハ其都度々漁高之内ヨリ置金之事、総テ之仕入金ニ対シ百分ノ七、則チ十円ニ附七十銭宛

置金、是ハ市場主ノ利益金タルコト、漁夫都合アツテ市場主ヲ替ル時ハ、船舶其他漁具ニ対シ貸金完納ニ不被至節ハ、現金払濟ノ上他之營業者江引渡ス申合之事

須佐浦も江崎浦同様に、漁獲物糶売高に対する引去額の割合が高く、その中でも仕入関係の比重が大きい。その内訳は、漁船・船道具の仕入に対する置金が六%、漁具・臨時貸渡に対する置金が一三%であった。臨時貸に關する記載はないが、置金の比重の高さから見て、越年米を含む飯米貸付ではなかったかと推測される。また市場主利益金として設定される七%の置金は、江崎浦における「口銭（税金や問屋収益を含む）」と同じものであろう。これらの総額は糶売高の二六%を占める。江崎浦よりは少ないが、別に餌代の仕入に対する引当てをその都度徴収するとあるから、実態は江崎浦に近い比率だった可能性が高い。残念ながら江崎浦ほど詳細な記載がなくそれ以上は分からないが、須佐浦においても、江崎浦と同等の魚問屋仕入制度が存在していたことがうかがえる。

この他、須佐浦の調書で注目すべき点は、近世期の貢租負担に關する記述である。例えば、「旧藩ハ税金ヲ海上石ト言、一年末ニ上り高壹歩宛上納之事」という記述は、領主であった須佐益田家に上納する海上石に対する年貢（浦立銀）として、一年間の魚糶売高の一%を充てていたことを示している。給領主の浦方に対する課税の実態は不明な点も多いのだが、須佐浦では魚市場での糶売高の一定割合を徴収して上納に充てるといふ、江崎浦に類似した徴租法が取

られていたことがうかがえる。須佐浦でもまた、魚問屋・魚市場が
重要な役割を担っていたことになる。

また、「旧領主益田家ヨリ年々長時化之節ハ救助米ヲ借受ケ漁人
江貸渡、漁高ヲ以上納之事、漁人ヨリ別ニ上納スル廉ナシ、就テハ
戦事若クハ事変ニ際シ候節ハ、御用船被申附候事」という記述は、
益田家の漁民救恤策の一端を示すものであるが、その漁人救助米も
漁高（魚糶売高）の一部を充てて返納されていた。また、戦事や事
変に際しての御用船とは、益田家に対する舸子役・船役の存在を示
している。

③宇田浦

藩政期中は奥阿武郡宰判に属し、蔵入地だった浦である。この
浦には金子丈七および金子秀蔵の二軒の魚市場が存在していたが、
各々が別々に調書を提出しており、一体感が希薄である。金子丈七
の市場の方は、明和四年（一七六七）十月創設で歴史が古いのに対
し、金子秀蔵市場の方は創設年不明であり、来歴の違いが別々の調
書提出につながったのかも知れない。

金子丈七の魚市場の口銭は五％であり、近世期中から冬漁・夏大
敷・夏釣漁・秋鰯漁の魚糶はこの割合で口銭徴収する取り決めであっ
たようだ。ここから三％の市場税を県に納付していたとすれば、問
屋の手元には二％しか残らない。阿武・見島郡の中では少ない口銭
額である。一方、金子秀蔵の魚市場の方は、口銭を一〇％と設定し、
この内から税金を上納している。同一浦の魚市場で、これだけ口銭

比率に差があるのは考えにくい。金子丈七市場では、実際には
市場税を別に徴収していたと思われるのだが、詳細は不明である。

両市場に共通するのが、仕入の存在とその引当となる「(預)置
金」の徴収である。金子丈七市場の調書には、「漁高割已上式割
已下、仕入江対シ預ケ置金ヲ設ケ」とあり、一〇〜二〇％を仕入に
対する置金として徴収していた。金子秀蔵市場にも同様の記載が見
える。ただし、江崎や須佐のように具体的にどの様な仕入を行って
いたかは不明である。金子丈七市場では、明治九年（一八七六）七
月の宇田浦漁人惣代橋本辰蔵外五名願書に「当浦金子丈七殿方ニ於
テ漁道具其外諸仕入々費借用仕無怠漁業仕候」とあり、また、「置
金帳」とは別に「餌代其外一時貸帳」も見えるから、漁道具・餌代
の仕入があったのは確かである。先に見た両市場の口銭に加えて、
仕入に対する置金として最大の二〇％を徴収していたとすれば、ほ
ぼ須佐浦や江崎浦と同水準になるから、宇田浦でも同様の魚問屋仕
入制度が存在していたと推定される。

宇田浦は、明治二年の洪水に被災し、それ以前の史料の多くが失
われたらしく、旧藩時の慣行がほとんど記載されていない点が悔や
まれる。

④浜崎浦

浜崎浦は、城下町であった萩の外港であり、旧藩時には、萩近郊
の浦島を中心に設置された浜崎宰判の勘場（御船倉）所在地でもあっ
た。漁村というよりは、浜崎町の一角にあった漁師町といったとら

え方がふさわしい。この地の魚市場は、城下町萩に魚菜を供給する都市的市場であつたと考えられる。

浜崎浦魚市場は、享保年間よりも遙か以前より存在していたとされ、その歴史は近世初期にまで遡ると推定される。往古は、魚問屋と称する営業者が六く七〇名も存在していたようだが、慶応年間に浜崎御船倉役所の命で魚問屋株が三二名に限られるようになり、一種の株仲間組織になつた（運上銀額などは不明）。ところがその後、維新後の変革で株仲間特権が廃止されたためか、明治十九年当時には魚問屋の数は八く九名に減少していた。

浜崎浦魚問屋と漁民の間の契約では、口銭額が魚類売上高金の一二％と定められていた。この一二％から「市場税・中使給・魚商人へ立戻し金且市場費用金・問屋営業者ノ手数料等悉皆支払」とあるが、この費目は明治六年「魚糶場規則」の規定（前掲・表一）とほぼ符合する。しかし、「魚糶場規則」の公定の口銭額が一〇％だつた点や、この明治十九年当時には市場税が〇・五％減額されていたこと、などを考えると、一二％の口銭はやや高過ぎるようにも感じられる。

一方、浜崎浦魚問屋が仕入（仕込）を行つていたことは「豫テ近浦ノ漁人へ船業道具等ノ仕込ヲ為シ漁業為致候ニ付、彼等取得タル魚類ヲ必ズ当市場ニ持来リ、其仕込タル問屋ニ於テ魚類売捌」とあることから確実である。この際、魚問屋は漁人から委任状を取つて契約したが、その雛形は以下のようなものであつた。

委任状

拙者義今般漁業相始度候ニ付、御仕込方之義及御相談ニ候所、御聞入之上漁舟業道具等御仕込被成下難有仕合奉存候事、然ル上ハ取得之魚類売捌方永代委任致義相違無之候、依テ為後年一札進置申所委任状如件

年月日

何ノ誰 印

何ノ誰殿

こうした契約を交わせば、魚問屋から漁船や漁道具などの仕入を受けることができ、浜崎魚市場での魚糶売が可能となつたのである。ただ、こうした仕入をどの様に償還させたかについては、先の口銭一二％に含まれるのか、あるいは別に徴収するのか、定かではない。先述の須佐浦や江崎浦の事例と比較すると、漁船・漁道具の仕入に對する引当が一〇％を下るとは考えにくいから、別に徴収したと見るのが妥当と思われる。

浜崎浦魚市場に関して注目すべき点は、「近浦ノ漁人」に仕込を為すという部分である。実は「魚市場慣行調」には、かつての浜崎宰判に含まれていた浦方である三見・玉江・鶴江・小畑・越ヶ浜・大井の六ヶ浦の魚市場が収録されていない。この地域最大の漁獲物販売市場が萩城下町であつたことを考えれば、この六ヶ浦の漁人は浜崎魚市場を利用していただけの可能性が高い。浜崎浦魚問屋は、仕入を通じて萩近隣の六ヶ浦の漁獲物を集荷する体制を構築していたのであろう。その意味において、浜崎浦魚問屋は都市商人的性格が濃厚

で、江崎浦の引船問屋などとは性格が異なるが、仕入を通じて魚市場と流通を支配する原理には共通するものがあつたといえる。

(二) 大津郡および豊浦郡

引続き日本海地域の魚市場について見ていくが、残る二つの郡である大津郡および豊浦郡は、阿武・見島郡に比べて調書の記載が極めて簡略である。特に仕入に関する詳細や、旧藩時代の慣行について記述に乏しいのは、本稿の目的からして実に残念である。これは、「魚市場慣行調」のような差出形式の調査ではよく見られることで、介在する郡役所の指導に濃淡があり、郡によつて記述に精粗の差が生じたものであろう。

そうした中、乏しい記述ながらも注目すべき魚市場も存在する。大津郡瀬戸崎浦、豊浦郡和久浦・矢玉浦がそれである。

①大津郡瀬戸崎浦仙崎

前大津宰判に属した瀬戸崎浦は、北浦捕鯨の根拠地の一つでもあり、港町としても栄えた大津郡の中心的浦方であつた。その歴史は古いと思われる瀬戸崎浦魚市場であるが、調書には不詳とあるのみで、仕入の存在と口銭規定がわずかに判明するのみである。

旧藩時の慣行としては、「漁業者捕獲の魚類買上げ高五分之口銭を魚問屋へ引去り漁人え可相渡、尤漁具船等は魚問屋より仕調相渡来候慣行に御座候也」との記載がある。また明治十九年当時の魚市場と漁民の關係については、「市場主ヨリ漁具・船等ヲ漁人へ仕調渡シ營業為致、捕獲ノ魚類等市場主ニ於テ売捌キ、金高五歩口銭ヲ

市場主へ引去り、漁人へ可相渡申合ニ有之候」とある。両者の内容はほぼ同じであり、瀬戸崎浦では、近世以来明治十九年当時に至るまで、口銭額は5%、別に漁具・漁船の仕入も魚問屋が行つていた、という事であり、それ以上の詳細は分からない。漁船の仕入まで行うという点は、先述した阿武見島郡諸浦と同様であるから、ここでも大津郡にも類似した魚問屋仕入制度が存在していた可能性を指摘しておきたい。

②豊浦郡和久浦

和久浦は先大津宰判に属す萩本藩の蔵入地であつた。同地の魚市場の沿革は以下のようなものであつた。

曩ク寛永三丙寅年より同五辰ノ年迄、和久浦惣中飢及候間、宗像太郎左衛門取救、且又承応元壬辰年迄和久浦魚人江追々米金取替貸付等有之、既ニ山高ニ相成、弁償之手段無之就漁人夫々協儀ヲ遂ケ曳船株トシ、取揚ケ高ヨリ壺割式歩之口銭、就中右漁人難洪ニ付壺割、後年数隔ニ付依歎七歩口銭、明治三年迄曳船株トシ、右漁人不和之旨趣有之、篤ト説諭仕縁共不憐終ニ株取上ケ候事

これによれば、和久浦の魚市場の創設者は宗像太郎左衛門であつたとされる。寛永三〜五年（一六二六〜二八）にかけての飢饉の際には、宗像が浦方の取救いを実施するなど、和久浦の有力者であつた。宗像は承応元年（一六五二）まで和久浦漁人に米金を貸し付けていたが、結局返済不能となつたため、漁人中が協議して宗像を問

屋とする曳船株を創設することになった。この場合の曳船株とは、漁人中が魚問屋である宗像家の曳船となってその仕入を受け、宗像の魚市場でのみ漁獲物を販売する体制を指すと思われる。この曳船制度では、当初、魚糶高の一二%を口銭として徴収していたが、その後、漁民の困窮により一〇%に引き下げられ、最終的には七%になって明治三年に至った。そしてこの明治三年（一八七〇）、魚問屋宗像家と漁民との間に不和が生じたため、曳船株は廃止となり、明治六年に魚問屋として改めて免許鑑札を受けている。

これ以上の詳細は、調書に記載がなく不明ではあるが、和久浦でも、江崎浦同様の引船問屋制度が、やはり近世初期に成立していたことに注目すべきである。

③豊浦郡矢玉浦

和久浦とよく似た経緯で引船制度が成立したのが、支藩の長府藩領に属す矢玉浦である。その沿革は以下のようなものであった。

曩二重岡与六・内田猛四郎・岡部清七郎より矢玉浦漁人へ追々米金取替貸渡等有之、漸々山高二相成弁償手段無之ニ依り、漁人夫々協議ヲ遂ケ、曳船株トシテ右三名之所有トス、天明二年虎之年魚問屋株并ニ魚市場願出許可ヲ得ル

重岡・内田・岡部は矢玉浦の有力者である。中でも内田家は、庄屋を勤める傍ら、村屋の屋号で漁業や商売を営む商人でもあった。矢玉浦の漁民の場合も、この三名から貸与された米金返済が不能となり、漁民らが協議して三名を問屋とする曳船株が創始さ

れ、その支配を受けることになった。長府藩の免許を得たのが天明二年（一七八二）だつということであろう。

矢玉浦魚市場の明治十九年段階の口銭額は五・五%、別に三%の市場税を徴収していたと推定される。また、口銭の内の十分の一は貯蓄に充てられていた。

和久浦の場合も、矢玉浦の場合も、江崎浦ほど詳細に引船制度の内実をうかがうことはできないし、仕入に関する記載も見当たらない。しかし、その制度は江崎浦の事例におおむね類似したものではなかつたかと推測される。大正四年（一九一五）にまとめられた楠美一陽『山口県豊浦郡水産史』¹⁵では、引船制度を豊浦郡漁業の特徴として見出し、本来はもつと広範囲に存在していたことが示唆されているから、今回、たった二箇所しか引船制度を検出できなかったのはつくづく残念である。

④豊浦郡阿川浦

阿川浦は萩藩先大津宰判に属し、一門の阿川毛利氏の居館所在地である。この地には、おそらく近世期には魚問屋が存在していたと思われるが、調書ではその創設を明治十三年（一八八〇）十一月とし、県政下で免許鑑札を交付された時点以降の記載しかない。ただ、豊浦郡では珍しく仕入制に関して以下の記述があるので紹介しておく。

市場曳立ノ基礎タル漁人へ漁具資金トシテ年々三・七月両度一漁舟ニ金五円宛ヲ貸与スルヲ例トス、且又非常遭難之際カ若ハ

新規造船シテ代価差間ノトキハ、其時々現金若干ヲ貸与スル

阿川浦では、漁具資金は一定額・定期的に貸与し、遭難などの非常時や漁船新造の際の資金不足などに対しては、適宜、仕入を行っていた模様である。ただし、この仕入金をどの様に償還するかについての記述はない。

(三) 日本海地域の魚問屋の特徴(小括)

以上、阿武見島郡、大津郡、豊浦郡の日本海沿岸地域について、「魚市場慣行調」の調書をもとにその内容を取り上げてみた。大津郡・豊浦郡については、記載内容が乏しく、たった数箇所の魚市場の事例から、その特徴をまとめるのは非常に難しい。ただ、調書の内容が豊富な阿武見島郡の事例とあわせて見た時に、日本海地域の魚問屋・魚市場に関して、ある程度の傾向は以下のように指摘できると思われる。

日本海地域には、魚問屋と漁民の関係が緊密な魚問屋仕入制度が広く存在していた。その代表が江崎浦の引船制度であるが、同様の制度は豊浦郡でも検出され、この海域に広範に存在していた可能性を示している。また、「引船」という名称は用いられないが、阿武見島郡諸浦や瀬戸崎浦でも、それとかなり酷似した魚問屋仕入制度が確認できた。

こうした魚問屋と漁民の関係を規定するのが、全面的な仕入の存在であった。仕入に関する記載の見える魚市場では、越年米(飯米)、漁具、釣餌だけでなく、漁船建造費まで仕入れしており、これがま

さに「親方・子方」と形容される強固な関係の源でもあった。

こうした強固な関係は、別の見方をすれば、漁民の魚問屋仕入に対する依存度が高い、あるいは漁民の自立度が低いことを示している。これは、魚市場や販路が乏しい日本海地域ゆえの特徴と考えられるが、それは瀬戸内海地域の魚市場の状況と比較する事で、より鮮明となるであろう。

最後に、強固であった魚問屋と漁民の関係が、時代とともに揺らぎつつあった点も指摘しておく。例えば、豊浦郡和久浦では、明治三年(一八七〇)に魚問屋宗像家と漁民との間に不和が生じ、曳船株が廃止に追い込まれている。詳しい事情は不明であるが、漁民の成長や自立によって、浦方内部で引船問屋制度が次第に桎梏と化しつつあった様子がうかがえる。また、引船制度がもつとも強固に存在していた江崎浦でも、「御一新後者行形にして世仕任候得共、浦人共勝手ニ異国・他県江入漁仕候二付、市場主迷惑不尠」と指摘されている。これは、漁民が魚問屋の仕入支配を脱して異国(おそらく韓海)・他県(おそらく長崎県対馬など)へ盛んに出漁するようになり、引船制度が動揺しつつあったことを示している。こうした魚問屋・魚市場からの漁民の自立の動きは、日本海地域では未だ限定的であったが、瀬戸内海地域ではどうだったのであるろうか。これも引続き瀬戸内海地域の魚市場を見ていく上で、一つのポイントとなるであろう。

※本論文の後半では、瀬戸内海地域の魚市場に関する分析と海域間の比較を行うが、この後半部分は都合により次号に掲載予定である。

【付記】本稿は平成二二～二四年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「仕入と魚市場を指標に見る近世漁村の内部構造と地域類型に関する研究」(研究代表者・木部和昭、課題番号二二五二〇六七四)の研究成果の一部である。

註

(1) 魚問屋仕入制度に関する研究史については、拙稿「厚狭郡殖生浦における魚糶場と仕入」長門国瀬戸内海沿岸地域における魚市場の一形態」(『やまぐち学の構築』第八号、二〇二二年)を参照されたい。

(2) 拙稿「長門北浦「引船制度」に関する覚書」(『やまぐち学の構築』創刊号、二〇〇五年)および『山口県史・史料編・近世4』解説(山口県、二〇〇八年)。

(3) 前掲拙稿「厚狭郡殖生浦における魚糶場と仕入」。

(4) 山口県庁文書・戦前A農業五一〇「明治十九年魚市場慣行調雑務掛」(山口県文書館所蔵)。以下、本稿で引用する史料は、特に注記しないものは、全てこれに拠る。

(5) 「魚市場慣行調」には、美祢郡諸村や吉敷郡山口町など、内陸部の魚市場からの調書も含まれるが、本稿の問題関心の所在

が漁村の内部構造解明にあるため、これら内陸部の魚市場については分析を割愛した。

(6) 「魚問屋慣行調」の内、玖珂郡柳井津町魚市場(仲坂屋)及び阿武見島郡宇田浦魚市場(金子丈七)に収録された布達を参照した。

(7) 「魚問屋慣行調」の内、阿武見島郡宇田浦魚市場(金子丈七)の調書に収録。

(8) 小野家文書はかつては個人蔵であったが、現在は山口県文書館に諸家文書として所蔵・公開されている。

(9) 前掲注(二) 拙稿参照。

(10) 江崎村の調書は、明治十九年三月十二日に小野七兵衛が作成したもので、当時の市場所有主総代人であった宮内五郎右衛門名義で提出されたものである(小野家文書四九六「魚市場現行業務及ヒ旧慣等調査表控」)。

(11) 拙稿「益田家文書に見る浦方制度」益田家給領と周辺諸浦の漁場争論を中心に(下)(『山口経済学雑誌』第五六卷一号、二〇〇七年)。

(12) 前掲拙稿では、これらの費目を「漁民個人の漁業収益」と見なしていたが、正しくは仕入の引当であった。訂正しておきたい。

(13) 伊藤彰「長門江崎浦中野清巴談話(一)(二)(三)」(梅光女学院大学『地域文化研究』一三・一四、一九九八・九九年)。

- (14) 内田家文書（下関市立豊北町歴史民俗資料館所蔵）。断片的ながら、小野家と並んで引船制度に関する史料を数多く含む。
- (15) 一九八〇年にマツノ書店より復刻。

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
仕入れと漁獲物販売に関する委任状あり	26530.712	近隣諸浦の漁人とも仕入によって契約関係構築
記載なし	648.740	漁人が市場で自分糶売りをを行う
仕入れに対し口銭とは別に1～2割の置金を取る。「置金帳」とは別に「餌代其外一時貸帳」もあり。	1354.941	木与浦・惣郷村尾無浦の漁人とも契約
仕入れに対し口銭とは別に1～2割の置金を取る	978.966	
あり。左の通り。	1829.104	
あり。左の通り。	5454.025	下田万村湊浦の魚市場も兼ねる

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
記載なし	1128.101	
漁具・船等を魚問屋より漁人に仕入	6503.841	
記載なし	3047.320	
記載なし	600.800	
金銭・諸物品判取帳あり。仕入れ帳簿か？	156.607	
記載なし	29.698	
記載なし	121.192	
記載なし	19.600	漁人が波戸場で商估に直に売渡
記載なし	17年廃業	漁人と商估の間魚問屋を以売買
記載なし	29.066	漁人が波戸場で商估に直に売渡

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
記載なし	火災により 不明	
記載なし	不詳	
記載なし	ナシ	
記載なし	5601.400	
記載なし	355.729	
漁民への貸付が滞ったため、曳船株として魚市場が始まる	905.635	かつては曳船問屋の重岡与六・内田猛四郎・岡部清七郎が所有
漁民への貸付が滞ったため、曳船株として魚市場が始まる	691.692	
市場曳立の基礎たる漁人へ漁具資金として年々三・七月両度一漁舟に金五円宛を貸与するを例とす、且又非常遭難之際か若は新規造船して代価差岡のときは、其時々現金若干を貸与する	2040.691	
記載なし	171.020	
記載なし	ナシ	
記載なし	813.684	
記載なし	171.675	
記載なし	80.025	

別表1 明治19年「魚市場慣行調」阿武・見島郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売 上高に対す る引去額）	口銭内訳
阿武郡	萩浜崎町浜崎	落合相太郎 三好育之助	享保期以前	12%	市場税・中使給・魚商人へ立戻し金・市場 費用金・問屋業者ノ手数料等に充当
	奈古村浜崎	林作次郎 松浦利八	明治16年5月	記載なし	3%の税金上納のみ記載あり
	宇田村字浦	金子丈七	明和4年10月	5%	市場税3%は別に徴収か？
	宇田村字浦	金子秀蔵	不明	10%	市場税3%を含む
	須佐村	大谷千九郎 内田栄助	享保元年	26%	6%漁船・船具仕入に対する引当、13%漁具・ 臨時費貸金仕入に対する引当、7%市場主 利益その他適宜餌代仕入引当
	江崎村	宮内・小野・安 江など計5名	寛永期か	34%	10%越年米仕入れに対する引当、4%地下 小貫に対する引当、8%漁道具仕入に対す る引当、5%漁船仕入れに対する引当、7% 口銭（日藩時は海上石、明治期は市場税を この内より上納。市場主利益を含む）

別表2 明治19年「魚市場慣行調」大津郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売 上高に対す る引去額）	口銭内訳
大津郡	三隅下村野波瀬	宮本太吉	不詳	12%	7%税金・手数料、5%買主返し 他浦から持越は13%
	瀬戸崎浦仙崎	村田松蔵	不詳（近世期か）	5%	
	日置上村黄波戸浦	河瀬忠二郎	不詳	5%	
	蔵小田村掛渕	繁村五兵衛	明治8年1月	記載なし	
	伊上村浦	兼沢源次郎	明治15年10月	12%	3%税金、9%世話料
	津黄村津黄浦	村岡市蔵	明治16年1月	5%	
	後畑村立石浦	吉岡源治郎	明治16年1月	5%	
	向津具下村久津	津島弥五郎	明治16年6月	記載なし	
	向津具下村大浦	登長五郎	明治16年6月	記載なし	
	川尻村	天野勘作	明治15年11月	記載なし	

別表3 明治19年「魚市場慣行調」豊浦郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売 上高に対す る引去額）	口銭内訳
豊浦郡	安岡村脇浦	村山駒治郎	明治8年3月	10%	
	宇賀村湯玉	山本増三郎	明治16年5月	5%~10%	魚数により一定せず
	宇賀村二見	佐々木小市	明治18年1月	5%~10%	魚数により一定せず
	小串村川端	勝虎吉	不詳	記載なし	
	吉見下村浦	浜崎喜代之助	文久2年頃	6%	
	矢玉浦	重岡与六 内村卯吉	天明2年	5.5%	市場税3%（口銭とは別と推定） 1%は貯蓄
	神田上村和久浦	安本安五郎 宗像藤介	承応元年	3%	市場税3%（口銭とは別と推定） 江戸時代の口銭額は13%→10%→7%
	阿川村浦北村	市村貞雄	明治13年11月	8%	市場税を含む。仕入れ算用は別
	豊浦村宮ノ前	辻野・仙崎・泉	明治13年5月	記載なし	
	粟野村浦	満畑兼吉	明治18年5月	10%	
	神田下村島戸浦	大島清右衛門	明治14年7月	7.5%	市場税を含む
	神田下村特牛浦	市村安五郎ほか 4名	明治14年8月	8%	市場税を含む、他所船は10%
神田下村肥中浦	井上百助	明治14年8月	8%	市場税を含む	